

19～25 そ の 他

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のもものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

(1) 不服審査

この統計表は、会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）による不服申立ての事績を①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

(2) 訴訟事件

この統計表は、会計年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課若しくは徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分によるものである。

(3) 直接国税犯則事件

この統計表は、平成 16 年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

(4) 間接国税犯則事件

この統計表は、会計年度内における国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を①検挙及び処理の状況、②通告処分及び履行状況、③酒税の違反行為別検挙の状況、④酒税以外の国税の違反行為別検挙の状況に区分して掲げたものである。

(5) 税務相談等

この統計表は、会計年度内における税務に関する相談・苦情の状況を①税務相談処理状況、②苦情事案処理状況、③税目別受理状況に分けて掲げたものである。

(6) 管内税理士の登録者数

この統計表は、会計年度末における税理士の登録者数を掲げたものである。

(7) 平成 10 年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成 10 年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。

2 用語の説明

(1) 不服審査

みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

却下とは、不服申立ての要件を欠いているため、審理の対象にならないと判定されたものをいう。

棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

(2) 訴訟事件

取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。

却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(3) 間接国税犯則事件

通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

不問処分とは、犯則の心証を得たが、軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

ほ脱犯（狭義の脱税犯）とは、納税義務者が偽りその他不正の行為により、租税を免れることをその構成要件とする犯罪をいう。

秩序犯とは、直接の脱税の結果を発生せしめる行為ではなく、税法上定める各種の義務に違反する行為をその構成要件とする犯罪をいう。

収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。